

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和元年 11 月 6 日

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P4	第1 特定技能外国人が従事する業務	(追加)	○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表6-2～別表6-12のとおりですが、専ら関連業務に従事することは認められません。
2	P4	第1 特定技能外国人が従事する業務	○ また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 ○ 本要領別表6-1に記載された試験区分毎に、これに合格した者が具体的に主として従事することが想定される業務及び関連業務は別表6-2～別表6-12のとおりですが、専ら関連業務に従	○ なお、別表6-2～別表6-12に記載された関連業務以外でも、建設分野の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(除草・除雪などの建設工事には該当しない業務)に付随的に従事することもあり得るものです。

			事することは認められません。	
3	P5	第1 特定技能外国人が従事する業務 【留意事項】	○ 建設工事に該当しない除染・除雪等の業務に従事させることを主な目的としている場合は、建設業への従事を目的とした受入れに該当しないことから、建設分野におけるいずれの業務区分にも該当せず、建設分野においては受入れ対象外となります。ただし、これらの業務について、同じ特定技能所属機関に雇用され、特定技能外国人と同様の業務に従事する他の技能者が従事している場合、特定技能外国人に同程度の範囲内で従事させることは差し支えありません。	○ 建設工事に該当しない除染等の業務に従事させることを主な目的としている場合は、建設業への従事を目的とした受入れに該当しないことから、建設分野におけるいずれの業務区分にも該当せず、建設分野においては受入れ対象外となります。なお、特定技能外国人を建設工事に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる場合の取扱いについては、p20の1号特定技能外国人に対する事前説明について（告示様式第1 3（1）②，様式第2）の項の記載を参照してください。
4	P5	第1 特定技能外国人が従事する業務 【留意事項】	○ 労働安全衛生法に基づく特別教育又は技能講習等が必要とされている業務について、特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、当該教育又は講習等を修了させなければなりません。	○ 労働安全衛生法に基づく特別教育又は技能講習等が必要とされている業務について、特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、当該教育又は講習等を修了させなければなりません。なお、外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないことなどから、特定技能外国人に対し特別教育等の安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いるなど、その内容を確実に理解できる方法により行わなければなりません。
5	P11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る水準	○ 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する入国・在留諸申請に先立ち、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けなければなりません。【告示第2条第1号】	○ 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れる場合には、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けなければなりません。国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局

		2 建設分野において特定技能所属機関に求める基準		による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。【告示第2条第1号】
6	P11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る水準【確認対象の書類】	○ 建設特定技能受入計画の認定証（告示様式第3）	○ 建設特定技能受入計画の認定証（告示様式第3）の写し
7	P13	第4 建設特定技能受入計画の認定【関係規定】	<p>第5条</p> <p>特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 前1条の規定は、第1項の認定について準用する。</p>	<p>第5条</p> <p>特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 前2条の規定は、第1項の認定について準用する。</p>
8	P14	第4 建設特定技能受入計画の認定 1. 概要	告示第2条第1号の認定を受けようとする者は、告示様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出する必要があります。	告示第2条第1号の認定を受けようとする者は、告示様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出する必要があります。 国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるため

				には、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。
9	P15	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	計画には、登録後に付される建設キャリアアップシステム事業所番号を記載してください。 計画申請時において登録が未了の場合、計画には建設キャリアアップシステム申請番号の記載を求めますが、登録完了後、速やかに国土交通大臣あて事業所番号の届出を行わなければなりません。したがって、申請・審査手続を簡素化するためにも、特段の事情がない限り、登録を完了した上で認定申請を行うようにしてください。	計画には、登録後に付される建設キャリアアップシステム事業所番号（以下「事業者ID」という。）を記載してください。 ※ なお、令和元年12月27日までの間の特別措置として、計画の申請時に登録が完了していない場合には、受入計画の認定申請時点においては、建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証する書類（メールの写し）の提出でも良いこととします。この場合において、登録を完了した後は、速やかに事業者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）を添付し、届出を行うこととしてください。
10	P17	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	(追加)	国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和の観点から、申請書に記載された報酬額について ・同じ事業所内の同等技能を有する日本人の賃金 ・事業所が存する圏域内における同一又は類似職種の賃金水準 ・全国における同一又は類似職種の賃金の水準 ・他の在留資格から変更して継続雇用する場合には、これまでの賃金と比較して審査を行い、低いと判断される場合には引き上げるよう指導することがあります。その場合には、特定技能所属機関は、報酬額を変更の上で、再度、雇用契約の重要事項説明や契約締結の手続を行っていただくこととなります。

11	P18	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p>	<p>したがって、特定技能外国人については安定的な報酬を確保するため、仕事の繁閑により報酬が変動しないこと、すなわち月給制(※)によりあらかじめ特定技能外国人との間で合意を得た額の報酬を毎月安定的に支払うことが必要です。特定技能所属機関で雇用している他の職員が月給制でない場合も、特定技能外国人に対しては月給制による報酬の支払が求められます。</p> <p>※本要領において「月給制」とは、「1カ月単位で算定される定額」(基本給及び毎月固定的に支払われる手当の合計)で報酬が支給されるものを指します。</p> <p>※特定技能外国人に支給される報酬のうち「1カ月単位で算定される定額」が、同等の技能を有する日本人の技能者に実際に支払われる1カ月当たりの平均的な報酬額と同等であることが求められます。</p> <p>※特定技能外国人の自己都合による欠勤(年次有給休暇を除く)を基本給から控除することは差し支えありませんが、会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業を年次有給休暇又は欠勤の扱いとすることは認められません。</p> <p>1カ月あたりの所定労働日数が変動したり、変形労働時間制を採用することにより1カ月の所定労働時間数が変動したりする場合も、「1カ月単位で算定される定額」で報酬を支給しなければなりません。</p>	<p>したがって、特定技能外国人については安定的な報酬を確保するため、仕事の繁閑により報酬が変動しないこと、すなわち月給制(※)によりあらかじめ特定技能外国人との間で合意を得た額の報酬を毎月安定的に支払うことが必要です。特定技能所属機関で雇用している他の職員が月給制でない場合も、特定技能外国人に対しては月給制による報酬の支払が求められます。</p> <p>※本要領において「月給制」とは、「1カ月単位で算定される額」(基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計)で報酬が支給されるものを指します。</p> <p>※特定技能外国人に支給される報酬のうち「1カ月単位で算定される額」が、同等の技能を有する日本人の技能者に実際に支払われる1カ月当たりの平均的な報酬額と同等であることが求められます。</p> <p>※特定技能外国人の自己都合による欠勤(年次有給休暇を除く)分の報酬額を基本給から控除することは差し支えありませんが、会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業について欠勤の扱いとすることは認められません。天候を理由とした休業も含め、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払う必要があります。また、休業する日について本人から年次有給休暇を取得する旨の申出があった場合、年次有給休暇としても問題ありません。</p> <p>※1カ月あたりの所定労働日数が変動したり、変形労働時間制を採用することにより1カ月の所定労働時間数が変動したりする場合も、「1カ月単位で算定さ</p>
----	-----	---	--	--

				れる額」で報酬を支給しなければなりません。
12	P19	第4 建設特定技能 受入計画の認定 2. 建設特定技能受 入計画の認定 (1)建設特定技能受 入計画の認定要件 及び記載事項	特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、事前に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。 また、建設特定技能受入計画の適正な実施の確保を目的とした場合に限り、必要最小限の範囲で、国土交通省が一般財団法人建設業振興基金等へ当該計画の記載事項に係る情報を提供することについて、特定技能外国人が同意しているか確認する必要があります。	特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、事前に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。 外国人が十分に理解することができる言語を用いた説明については、国土交通省HPにおいて公表している様式例を参考にしてください。
13	P19	第4 建設特定技能 受入計画の認定 2. 建設特定技能受 入計画の認定 (1)建設特定技能受 入計画の認定要件 及び記載事項	事前説明には、必ず告示様式第2を用いなければなりません。	「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、高所からの墜落・転落災害、機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務、化学物質、石綿、電離放射線等にばく露するおそれのある業務や夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業などの危険又は有害な業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、その旨を当該特定技能外国人に説明し、理解を得なければ当該業務に従事させることはできません。また、転倒災害発生のおそれとその防止対策等について、当該特定技能外国人が理解していることを確認する必要があります。
14	P19	第4 建設特定技能 受入計画の認定 2. 建設特定技能受 入計画の認定	(追加)	当該業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・

		(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項		納得を得た場合に限り、雇用契約を締結するようにしてください。なお、従事させる理由の如何によっては建設特定技能受入計画を認定しないこともあり得ます。
15	P19	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定	なお、説明は直接対面で行うことを必ずしも要さず、テレビ電話等の映像と音声が双方向で確認できるもので行うことも可能であり、説明時に通訳の方が同席することは差し支えありません。	説明は直接対面で行うことを必ずしも要さず、テレビ電話等の映像と音声も双方向で確認できるもので行うことも可能であり、説明時に通訳の方が同席することは差し支えありません。
16	P19	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	(追加)	なお、送出し国の国内法制や我が国との間の協力覚書等によっては、主たる業務か付随的な関連業務かの別にかかわらず、従事させることができない業務もありますので、ご注意ください。例えば、ベトナムに関しては、同国の国内法令によって、放射能の影響下にある区域、放射能汚染区域における就労が禁止されているため、そのような活動が想定される場合、ベトナム当局は、我が国とベトナムとの間の協力覚書の規定に基づき、ベトナム国内で必要な手続を完了したことを証する推薦者表を作成しないことに留意願います。
17	P19-20	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	(移動)	また、建設特定技能受入計画の適正な実施の確保を目的とした場合に限り、必要最小限の範囲で、国土交通省が一般財団法人建設業振興基金等へ当該計画の記載事項に係る情報を提供することについて、特定技能外国人の同意を得る必要があります。
18	P20	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定	(追加)	特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、分野参考様式第6-2を用いて、受入開始後原則として1か月以内に行う必要があります。

		(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項		
19	P20	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	(新規)	既に日本に在留している技能実習修了者等を雇用する場合には、建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)を申請時に提出する必要があります。 ※ なお、令和元年12月27日までの間の特別措置として、受入計画の申請時に登録が完了していない場合には、建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証する書類(メールの写し)の提出でも良いこととします。この場合において、登録を完了した後は、速やかに建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)を添付し、届出を行うこととしてください。
20	P20-21	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	したがって、特定技能外国人の入国後2週間以内に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告とともに当該外国人が建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証する書類(メールの写し)を国土交通省へ提出する必要があります。また、登録完了後、速やかに登録したことを証する書類を添付し、届出を行う必要があります。国土交通省は、特定技能外国人に限らず技能者全員を建設キャリアアップシステムに登録することを通じて、特定技能所属機関における客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払いの実現を図っていきたいと考えています。	海外から新規に入国される特定技能外国人の場合、建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証する書類(メールの写し)を申請時に提出してください。また、入国後原則として1か月以内に、建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)を国土交通省へ提出する必要があります。国土交通省は、特定技能外国人に限らず技能者全員を建設キャリアアップシステムに登録することを通じて、特定技能所属機関における客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払いの実現を図っていきたいと考えています。
21	P21-22	第4 建設特定技能	○入国後の講習又は研修について(告示様式第1 3	○受入れ後の講習又は研修について(告示様式第1

		<p>受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p>	<p>(1)⑦)</p> <p>国土交通大臣が、1号特定技能外国人が入国後に受講すべき講習又は研修を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、講習又は研修を受講させることが必要です。指定した講習又は研修に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。</p> <p>講習又は研修の受講のための旅費、受講料などの費用負担は、特定技能所属機関が負担することになります。</p>	<p>3(1)⑦)</p> <p>国土交通大臣が、1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修（以下「受入れ後講習」という。）を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、受入れ後講習を受講させることが必要です。指定した受入れ後講習に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。</p> <p>受入れ後講習の受講のための旅費、受講料などの費用負担は、特定技能所属機関が負担することになります。</p> <p>国土交通大臣が指定する講習又は研修の一つに、適正就労監理機関が実施する講習があります。本講習は、建設特定技能受入計画の真正性確認や母国語相談ホットライン窓口、転職支援等の仕組みの情報提供など、適正就労環境確保の観点から、1号特定技能外国人として就労を開始するに当たって必要な知識、情報等を付与することを目的として行うものです。</p>
22	P22	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p>	<p>(追加)</p>	<p>特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月以内に、当該外国人に対し当該講習を受講させることが必要です。当該講習については、適正就労監理機関から特定技能所属機関に対し、1号特定技能外国人の受入れ後に日時や場所等の通知がなされませんので、受講可能なものを選択し受講させてください。</p>
23	P22	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受</p>	<p>国土交通大臣が指定する講習又は研修の内容については、国土交通省のホームページにて公表します。</p>	<p>この他、国土交通大臣が指定する講習又は研修の内容については、国土交通省のホームページにて公表します。</p>

		入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項		
24	P22	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	計画には、特定技能外国人に従事させる業務に従い、必要な安全衛生教育を箇条書きしてください。特定技能外国人に従事させようとする業務に必要な安全衛生教育の内容が満たされていない場合、国土交通省は特定技能所属機関に対し、指導を行うことがあります。	計画には、特定技能外国人に従事させる業務に従い、 労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等 を箇条書きしてください。特定技能外国人に従事させようとする業務に必要な安全衛生教育の内容が満たされていない場合、国土交通省は特定技能所属機関に対し、指導を行うことがあります。 なお、「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、危険又は有害な業務に特定技能外国人に従事させる場合には、雇い入れ時等の安全衛生教育や特別教育等において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等について正確に理解させるよう留意が必要です。
25	P22	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	(追加)	労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等の受講のための旅費、受講料などの費用負担は、特定技能所属機関が負担することになります。
26	P23	第4 建設特定技能受入計画の認定	⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業所番号を明らかにする	⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は 事業者ID を明らかにする

		2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	書類(登録後に送付されるハガキの写し) ※ 特定技能受入計画の申請時において建設キャリアアップシステムの登録が未了の場合には, 建設キャリアアップシステム申請番号を明らかにする書類(申請受付メールの写し)	にする書類 (登録後に送付されるハガキの写し) ※ 令和元年12月27日までの間の特別措置として, 特定技能受入計画の申請時において建設キャリアアップシステムの登録が未了の場合には, 建設キャリアアップシステム申請番号を明らかにする書類 (申請受付メールの写し)
27	P23	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	(追加)	⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類 (建設キャリアアップカードの写し) ※ 令和元年12月27日までの間の特別措置として, 特定技能受入計画の申請時において建設キャリアアップシステムの登録が未了の場合には, 建設キャリアアップシステム申請番号を明らかにする書類(申請受付メールの写し)
28	P23	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	⑦ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類(会員証明書の写し)	⑧ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類 (会員証明書の写し)
29	P23	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	⑧ ハローワークに申請した求人申込書又はこれに類する書類(建設特定技能受入計画申請日から1年以内のもの)	⑨ ハローワークに申請した求人申込書又はこれに類する書類 (建設特定技能受入計画申請日から1年以内のもの)
30	P23	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	⑨1号特定技能外国人に対し, 同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支払うことを証する書類	⑩ 1号特定技能外国人に対し, 同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支払うことを証する書類

31	P23	第4 建設特定技能 受入計画の認定 2. 建設特定技能受 入計画の認定 (2)提出書類	⑩ 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	⑪ 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し
32	P23-24	第4 建設特定技能 受入計画の認定 2. 建設特定技能受 入計画の認定 (2)提出書類	⑪ 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明したことを証する書類の写し(告示様式第2)	⑫ 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明したことを証する書類の写し(告示様式第2)
33	P24	第4 建設特定技能 受入計画の認定 2. 建設特定技能受 入計画の認定 (2)提出書類	⑫ 就業規則又は賃金規程(作成義務がない「常時10人以上の労働者を使用しない」企業は提出不要)	⑬ 就業規則及び賃金規程(「常時10人以上の労働者を使用しない」企業であってこれらを作成していない場合には提出不要。これらを作成している場合には提出してください。)
34	P32	特定技能所属機関 等が行う手続等(フ ロ一図)	(追加)	<日本国内に在留している場合> キャリアアップシステムの登録完了 (申請先:基) (※1)
35	P32	特定技能所属機関 等が行う手続等(フ ロ一図)	建設特定技能受入計画の認定申請 (申請先:国)	建設特定技能受入計画の認定申請 (申請先:国)(※2)
36	P32	特定技能所属機関 等が行う手続等(フ ロ一図)	在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)	在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)(※2)
37	P32	特定技能所属機関 等が行う手続等(フ ロ一図)	キャリアアップシステムの登録完了の届出	(削除)

38	P32	特定技能所属機関等が行う手続等(フ树一図)	(追加)	<国外から入国する場合> キャリアアップシステムの登録完了 (原則として入国から1ヶ月以内)
39	P32-33	特定技能所属機関等が行う手続等(フ树一図)	(追加)	※1 令和元年12月27日までの間の特別措置として、計画の申請時に登録が完了していない場合には、建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証する書類(メールの写し)の提出でも良いこととします。この場合において、登録を完了した後は、速やかに建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)を添付し、届出を行うこととしてください。
40	P33	特定技能所属機関等が行う手続等(フ树一図)	(追加)	※2 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。
41	分野参考様式第6-2号(特定技能所属機関)	1号特定技能外国人受入報告書	2 1号特定技能外国人の氏名	2 1号特定技能外国人の氏名(フリガナ)
42	分野参考様式第6-2号(特定技能所属機関)	1号特定技能外国人受入報告書	8 キャリアアップシステム申請番号又は登録番号	8 キャリアアップシステム技能者ID
43	分野参考様式第6-	1号特定技能外国人退職報告書	2 1号特定技能外国人の氏名	2 1号特定技能外国人の氏名(フリガナ)

	3号(特定技能所属機関)			
44	分野参考様式第6-3号(特定技能所属機関)	1号特定技能外国人退職報告書	8 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム登録番号	8 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
45	分野参考様式第6-4号(特定技能所属機関)	1号特定技能外国人帰国報告書	(1) 1号特定技能外国人の氏名	(1) 1号特定技能外国人の氏名(フリガナ)
46	分野参考様式第6-4号(特定技能所属機関)	1号特定技能外国人帰国報告書	(6)1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム登録番号	(6) 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
47	分野参考様式第6-5号(特定技能所属機関)	建設特定技能継続不可能事由発生報告書	4 発生事由の詳細 ※ 行方不明者の発生の場合は、1号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生年月日、入国日、キャリアアップシステム登録番号、行方不明に至る経緯等について記載する。	4 発生事由の詳細 ※ 行方不明者の発生の場合は、1号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生年月日、入国日、キャリアアップシステム技能者ID、行方不明に至る経緯等について記載する。
48	分野参考様式第6-6号(別紙)	特定技能外国人受入リスト	氏名	氏名(フリガナ)
49	分野参考様式第6-	特定技能外国人受入リスト	キャリアアップシステム申請番号又は登録番号	キャリアアップシステム技能者ID

	6号(別紙)			
50	分野参考 様式第6- 7号(特定 技能所属 機関)	建設特定技能受入 計画変更届出書	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第2項の規定に基づき、適正監理計画について下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第2項の規定に基づき、 建設特定技能受入計画 について下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。